昇降機技術基準の解説 2016 年版(追補 2024 年版)及び昇降機定期検査業務基準書 (「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2017 年版」追補)の質問への回答

この質疑回答は、令和6年1月31日改正「小型エレベーター及びエスカレーターに係る昇降機技術基準、定期検査業務基準」講習会に参加された方から令和6年3月13日から3月28日の期間に寄せられた質問について、国土交通省住宅局と日本建築行政会議設備部会で検討したものです。

なお、取りまとめの都合上、質問の内容により適宜集約させていただいております。

令和6年10月29日

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付/日本建築行政会議/ 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

- 昇降機技術基準の解説 2016 年版(追補 2024 年版)

【令和6年3月27日公表】

No.	該当頁	該当箇所	質 問	回 答
1			改正告示施行日前の2月に法第87条の4による昇降機の別願申請を提出し、確認済証が交付されたが、当該工事を、改正告示施行後の5月1日に着工を行った場合、改正告示第1417号の「誘導柵のすき間」の規定は、計画変更申請が必要になるか。	施行後の法令に適合する必要があるが、建築基準法施行規則第3条の2第2項第二号に基づく「位置の変更」として、軽微な変更に該当するので、計画変更申請は不要である。

【追加公表】

No.	該当頁	該当箇所	質問	回 答
2	16	4) 転落防止 柵が対象外 となる設置 例	図- (H12 建告 1417) -16 のように落下物防止板がハンドレール 先端以上に延長する場合、ハンドレール外縁から落下物防止板 とのすき間は160~200 mmにしなければならないのか。	図- (H12 建告 1417) -16 のように落下物防止板をハンドレール 先端以上に延長する場合には、 160mm 以上のすき間を設けた上で、進入防止用仕切板を設置する といった対応が望まれる。

昇降機定期検査業務基準書(「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年版」追補)

【令和6年3月27日公表】

No.	該当頁	該当箇所	質問	回 答
1			定期検査時、改正告示の規定に 適合が必要なエスカレーター であるかを判定する基準日は、 エスカレーターの工事着手日 でよいか。	貴見のとおり。 工事着手日は、建築基準法施行規則第4条に基づく完了検査申請書(別記第十九号様式)等で確認できるが、確認手続きの効率化のため、報告者においては、建築基準法施行規則第6条第3項に基づく定期検査報告書(昇降機)(別記第三十六号の四様式)の第二面【8.備考】の欄に「工事着手年月日」を記載することが望ましい。

【追加公表】

No.	該当頁	該当箇所	質問	回答	
2	21	7行目~ (5(5)交差 部可動警告板 について)	交差部固定保護板の義務化 (平成12年6月)前に設置されたエスカレーターの交差部に可動警告板のみが設けられている場合、「5(1)交差部固定保護板」、「5(5)交差部可動警告板」はどのように判定したらよいか。	当該エスカレーターの交差部に可 動警告板のみ設けられている場合 は、「5 (1) 交差部固定保護板」 の検査項目に関して要是正(既存 不適格)と判定する。なお、「5(5) 交差部可動警告板」は対象外とす る。	

【参考】

改正告示施行前後における法第 87 条の 4 (別願申請) の昇降機確認と工事着工に係る規定 の適用関係

- ・施行日までに着工している昇降機は、法第3条第2項の規定により、当該昇降機は改正告示の基準は適用されない。ただし、施行日以降、改正告示以外の理由で法第6条第1項による計画変更の申請手続きを行う場合は、改正法令に適合しなければならない。
- ・施行日前に確認済証が交付されたが、昇降機の工事着手を施行日以降に行った場合は、 改正告示に適合する必要がある。ただし、施行規則変更第3条の2第2項第二号による 位置等の変更のみの場合は軽微な変更に該当し、計画変更確認申請は不要である。
- (凡例) □確認申請 ■確認済証 ○計画変更(軽微な変更を除く)
 - ●計画変更確認済証 ◇軽微変更 △着工 ★完了(竣工)

【図1 着工が改正告示施行前】

例	改正告示旅	百行日 (4/1)	改正告示への適合
1	□-■-△-★		不 要
2		-*	不 要
3		○-●*	必 要

※ ③は、施行日以降、改正告示以外の理由で計画変更申請を行う場合の例を示す。

【図2 着工が改正告示施行後】

例	改正告示旅	百行日 (4/1)	改正告示への適合
4	□-■	△-◇-★	必 要
5		■-◇-△-★	必 要
6		□-■-△-★	必 要